

# 第5回 金利スワップの特例処理及び為替予約等の振当処理

そのう ひろゆき  
公認会計士 園生 裕之

## 1. はじめに

第5回は、ヘッジ会計の方法としての金利スワップの特例処理及び為替予約等の振当処理に関する論点を取り上げる。文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であり、有限責任監査法人トーマツの見解ではないことをあらかじめお断りしておく。

本稿では、会計基準等を以下のように略称する。

### 金融商品会計基準：

企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」  
(平成11年1月22日 企業会計審議会 最終改正  
平成20年3月10日 企業会計基準委員会)

### 金融商品実務指針：

会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」  
(平成12年1月31日 最終改正  
平成27年4月14日 日本公認会計士協会)

### 金融商品Q&A：

「金融商品会計に関するQ&A」  
(平成12年9月14日 最終改正 平成27年4月14日 日本公認会計士協会 会計制度委員会)

### 外貨基準：

「外貨建取引等会計処理基準」  
(昭和54年6月26日 最終改正 平成11年10月22日 企業会計審議会)

### 外貨基準注解：

「外貨建取引等会計処理基準注解」  
(昭和54年6月26日 最終改正 平成11年10月22日 企業会計審議会)

### 外貨実務指針：

会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」  
(平成8年9月3日 最終改正 平成26年11月4日 日本公認会計士協会)

### 過年度遡及会計基準：

企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」  
(平成21年12月4日 企業会計基準委員会)

### 過年度遡及適用指針：

企業会計基準適用指針第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」  
(平成21年12月4日 企業会計基準委員会)

## 2. 金利スワップの特例処理

### (1) 会計基準上の位置付け

金利スワップの特例処理は、金融商品会計基準上、経過措置（第42項から第44項）ではなく、ヘッジ会計の原則的処理である繰延ヘッジ（第32項本文）に対する例外的処理として、（注14）に定められている。

### (2) 金融商品会計基準に定められている要件

金融商品会計基準（注14）から読み取れる要件は、以下の3つである。

- A 資産又は負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップであること
- B 金利変換の対象となる資産又は負債をヘッジ対象としてヘッジ会計の要件を満たしていること
- C その想定元本、利息の受払条件（利率、利息の受払日等）及び契約期間が金利変換の対象となる資産又は負債とほぼ同一であること

### (3) 金融商品実務指針及び金融商品Q&Aに定められている要件

上記（2）の要件のうちCについては、金融商品実務指針第178項において、次の条件を全て満たす必要があるとされている。

- ① 金利スワップの想定元本と貸借対照表上の対象資産又は負債の元本金額がほぼ一致していること
- ② 金利スワップの契約期間とヘッジ対象資産又は負債の満期がほぼ一致していること
- ③ 対象となる資産又は負債の金利が変動金利である場合には、その基礎となっているインデックスが金利スワップで受払される変動金利の基礎となっているインデックスとほぼ一致していること
- ④ 金利スワップの金利改定のインターバル及び金利改定日がヘッジ対象の資産又は負債とほぼ一致していること
- ⑤ 金利スワップの受払条件がスワップ期間を通して一定であること（同一の固定金利及び変動金利のインデックスがスワップ期間を通して使用されていること）

⑥ 金利スワップに期限前解約オプション、支払金利のフロアー又は受取金利のキャップが存在する場合には、ヘッジ対象の資産又は負債に含まれた同等の条件を相殺するためのものであること

上記①については、金利スワップの想定元本と対象となる資産又は負債の元本が、いずれかの5%以内の差異であれば、ほぼ同一であると考えられている（金融商品実務指針第178項）。

上記②については、契約期間又は満期の長さによって、一概に何日又は何か月異なっている場合が要件に該当しないということではできないが、その差異日数が金利スワップ又はヘッジ対象資産又は負債の契約期間又は満期のいずれかの5%以内であればほぼ一致していると考えられている。したがって、10年の金利スワップであれば6か月、5年の金利スワップであれば3か月の差異まではほぼ一致と考えてよいことになる（金融商品Q&A Q58のA）。

上記③については、例えば、3か月東京銀行間金利（TIBOR）と3か月ロンドン銀行間金利（LIBOR）は比較的高い相関関係を示すことが多いと考えられるが、自動的に「ほぼ一致」とするのではなく、ヘッジ取引開始時の直近の状況により「ほぼ一致」かどうかを判定すべきものと考えられている。直近の一定期間について両者が高い相関関係を示していることが確認されている場合には、ほぼ一致しているものとして扱うことができる。プライムレート（金融機関が定める基準貸出金利）とTIBOR又はLIBORの関係については、TIBORやLIBORが時々刻々と変化するのに対して、プライムレートは一定期間変化しないのが通常であり、事前にほぼ一致と判定することはできないものと考えられるため、特例処理の対象とはならない（金融商品Q&A Q58のA）。

上記④については、金利取引は3か月を単位として行われることが比較的多いため、金利改定日及びインターバルの差異は最大でも3か月以内でなければ、ほぼ一致しているとはいえないと考えられている（金融商品Q&A Q58のA）。当該差異が3か月以内であれば、ほぼ一致しているといえるわけではないことに留意が必要である。

金融商品会計基準（注14）には記載されていないが、売買目的有価証券及びその他有価証券は特例処理の対象とならない（金融商品実務指針第178項なお書き）。

また、支払金利に係るキャップ取引及び受取金利に係るフロアー取引についても、金融商品実務指針第178項に定める条件を満たす場合には、金利スワップに準じて特例処理の対象とすることができる

（金融商品実務指針第179項）。

#### (4) 会計処理

金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理する（金融商品会計基準（注14）及び金融商品実務指針設例23）。

支払金利に係るキャップ取引及び受取金利に係るフロアー取引に特例処理を適用する場合、取引開始時に受渡しされるオプション料相当額については、利息の調整額として、ヘッジ対象である資産又は負債の契約期間にわたって配分する（金融商品実務指針第179項）。

### 3. 為替予約等の振当処理

#### (1) 会計基準上の位置付け

外貨基準—1ただし書き及び2（1）ただし書きにおいて、外貨建取引に係る外貨建金銭債権債務と為替予約等との関係又は外貨建金銭債権債務\*1と為替予約等との関係が金融商品会計基準における「ヘッジ会計の要件」を満たしている場合には、当該外貨建取引又は外貨建金銭債権債務についてヘッジ会計を適用することができるとされている。

為替予約等の振当処理は、外貨基準注解（注6）において、金融商品会計基準における「ヘッジ会計の方法」（金融商品会計基準第32項から第34項）によるほか、当分の間、採用可能なヘッジ会計の方法として定められている。

これは、金融商品会計基準において、経過措置として、当分の間、採用することも認めるとされていることを受けたものである（金融商品会計基準第43項参照）。経過措置に過ぎないため、当該処理を必要とすることにし実務上の制約がなくなったときは、金融商品会計基準に従って会計処理される必要があるため、適宜、見直しを行うものとされていることに留意が必要である（金融商品会計基準第44項参照）。

#### (2) 金融商品会計基準、外貨基準及び外貨基準注解に定められている要件

金融商品会計基準第43項、外貨基準—1ただし書き及び2（1）ただし書き並びに外貨基準注解（注7）から読み取れる要件は、以下の3つである。

A 外貨建金銭債権債務の決済時における円貨額を確定させることにより為替相場の変動による損失の可能性を減殺するためのヘッジ手段として利用していること

\*1 外貨建債券を含む。以下の記述において同じ。金融商品会計基準第43項などにおいて、「外貨建金銭債権債務等」という記載が見られるが、金融商品会計基準では、債権と有価証券を分けて規定を定めていることから、外貨建債券を含む場合は「外貨建金銭債権債務等」と記載しているものと考えられる。なお、振当処理の対象となる外貨建債券は、満期保有目的の債券に限られる（3.（3）参照）。

- B 決済時における円貨額を確定させる対象となる外貨建金銭債権債務をヘッジ対象としてヘッジ会計の要件を満たしていること
- C 為替予約、通貨先物、通貨スワップ又は権利行使が確実に見込まれる買建通貨オプションであること

### (3) 振当処理の対象とならない外貨建金銭債権債務又は外貨建取引

外貨実務指針第5項より、以下の外貨建金銭債権債務又は外貨建取引については、振当処理を行うことは認められない。

- ① 為替予約等が振当処理されることにより将来のキャッシュ・フローが固定されないもの
- ② 取得後、為替変動リスクにさらされており、為替変動をその発生時に為替差損益として認識することとなる予定取引

①は、具体的には、外貨建満期保有目的債券以外の外貨建有価証券が該当する。振当処理を行うことが認められないのは、その売却時期が未確定であり、また、時価の変動により受け取る外貨額が変動することから、たとえヘッジ会計の要件を満たすとしても為替予約等によりキャッシュ・フローを固定することは困難であると考えられるからである。

②は、具体的には、将来の外貨建貸付け・借入れ又は外貨建有価証券（その他有価証券及び子会社・関連会社株式を除く。）の取得が該当する。振当処理を行うことが認められないのは、取得される資産又は負債は、取得後、為替変動リスクにさらされ、為替変動をその発生時に為替差損益として認識することとなることから、取得のための為替変動によるキャッシュ・フローを固定する手段に係る損益又は評価差額は、外貨建金銭債権債務又は外貨建有価証券の換算差額と同様の性格を有するものと考えられるためである（金融商品実務指針第169項参照）。

### (4) 振当処理が認められる通貨スワップ及び通貨オプション

通貨スワップ及び通貨オプションは、相対取引で契約条件を契約当事者の合意により調整できる特徴を有しているため、次の条件を満たすことが必要とされている（外貨実務指針第6項）。

- ① 通貨スワップ
  - 通貨スワップ契約時における支払円貨額又は受取円貨額と通貨スワップ契約満了時における受取円貨額又は支払円貨額が同額であり、かつ、

元本部分と金利部分に適用されるスワップ・レートが合理的なレートである（いわゆる高金利型又は低金利型ではない）こと（直先フラット型）

又は

- 通貨スワップ契約により当該契約期間満了日に支払うべき円貨額又は受け取るべき円貨額が、当該外貨建金銭債権債務の支払日又は受取日を期日とする為替予約による円貨額と同等と認められること（為替予約型）

### ② 通貨オプション

- 外貨建金銭債権債務のヘッジ手段として指定された買建ての通貨オプションであること
- かつ
- 契約締結時において権利行使が確実に行われると認められること

### (5) 会計処理

為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引及び外貨建金銭債権債務を換算し、直物為替相場との差額を期間配分する（外貨基準注解（注6））。

この直物為替相場との差額の処理について、具体的には、外貨建金銭債権債務の取得時又は発生時の為替相場（決算時の為替相場を付した場合には当該決算時の為替相場）による円換算額と為替予約等による円貨額との差額（以下「為替予約差額」という。）のうち、予約等の締結時まで生じている為替相場の変動による額は予約日の属する期の損益として処理し、残額（以下「直先差額」という。）は予約日の属する期から決済日の属する期までの期間にわたって合理的な方法により配分し、各期の損益として処理する\*2（外貨基準注解（注7）、並びに外貨実務指針第8項及び設例3）。

各期に配分された外貨建金銭債権債務に係る為替予約差額は、為替差損益に含めて表示するが、合理的な方法により配分された直先差額は、金融商品実務指針における債券に係る償却原価法に準じて、利息法又は定額法により利息の調整項目として処理することができる（外貨実務指針第9項）。

外貨建金銭債権債務の元本の弁済及び利息の受取り又は支払いをヘッジ対象とする直先フラット型の通貨スワップの振当処理の場合には、通貨スワップ契約の利息相当額を利息法により配分する方法によると、受取利息又は支払利息の額はキャッシュ・フローと同一となる（外貨実務指針設例5）。

\*2 ただし、為替予約等の契約が外貨建取引の前に締結されている場合には、実務上の煩雑性を勘案し、直先差額について期間配分を行わず、外貨建取引及び金銭債権債務等が為替予約相場による円換算額を付すことができるとされている（外貨実務指針第8項及び設例1）。また、為替予約等の契約が外貨建取引の前に締結されている場合においても、直先差額に重要性が乏しい場合には、当該残額を予約日の属する期の損益として処理することができる（外貨基準注解（注7））。

外貨建金銭債権債務の元本の弁済及び利息の受取り又は支払いをヘッジ対象とする為替予約型の通貨スワップの振当処理の場合には、通貨スワップ契約の利息相当額の合理的な処理方法として、利息法、為替予約として処理する方法及び単純期間配分する方法が考えられる（外貨実務指針設例5）。

取得時又は発生時の為替相場による円換算額と為替予約等による円貨額との差額のうち次期以降に配分される額は、貸借対照表上、資産の部又は負債の部に記載する\*3（外貨基準注解（注7））。

外貨建ての予定取引をヘッジ対象とする為替予約等の振当処理の場合、当該予定取引が認識されるまでの間は、決算日において為替予約等を時価評価したことによる評価差額について、税効果会計を適用し、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上した上で、これを控除した金額を純資産の部に繰延ヘッジ損益として計上し、繰り延べる（外貨実務指針第4項及び設例2）。

#### 4. 適正表示であることを支える基本的な考え方

金利スワップの特例処理は、金利スワップが、例えば固定金利の貸付金受取利息を変動利息に、あるいは、変動金利の借入金支払利息を固定利息に実質的に変換するなど、原価評価されている資産又は負債に係る金利の受払条件を変換するものである場合には、両者を一体として、実質的に変換された条件による債権又は債務と考えて会計処理することが適切であるという考え方に基づいているものと考えられる（金融商品会計基準第107項参照）。

一方、為替予約等の振当処理は、現行会計基準上、当分の間、採用することが認められているに過ぎないものではあるが、外貨建金銭債権債務のキャッシュ・フローの円貨額が為替予約等により固定される場合には、両者を一体として、為替予約等により固定されたキャッシュ・フローの円貨額により外貨建金銭債権債務を換算することが適切であるという考え方に基づいているものと考えられる（外貨実務指針第5項参照）。

金利スワップの特例処理及び為替予約等の振当処理は、金融商品会計基準適用開始前から、一般的な会計実務として存在していたが、金融商品会計基準\*4において、デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、原則として、当期の損益として処理することとなった。そして、その例外は、ヘッ

ジ会計のみとされた（金融商品会計基準第88項参照）ため、ヘッジ会計の方法として位置づけられることとなった。しかし、ヘッジ会計は、デリバティブは時価評価して直ちに損益を認識することを原則とし、その原則に従えば、ヘッジ対象とヘッジ手段であるデリバティブの損益が期間的に合理的に対応しなくなり、ヘッジ対象の相場変動等による損失の可能性がヘッジ手段によってカバーされているという経済的実態が財務諸表に反映されなくなるという問題意識から考え出されたものである。金利スワップの特例処理及び為替予約等の振当処理は、このようなヘッジ会計の発想とは起源を異にしている。

金利スワップの特例処理及び為替予約等の振当処理が、会計事象や取引を適切に反映するものであることを支える拠り所は、金銭債権債務とデリバティブの関係が、契約先の相違を除き、あたかも単一の契約であるかのように一体性を有していることにあると考えられる。この点は、金利スワップの特例処理については、金融商品実務指針第346項に「金融商品会計基準の基本原則であるデリバティブの時価評価に例外を設けるものであることから、拡張解釈を避け、金利スワップがヘッジ対象たる資産又は負債とほとんど一体とみなせる場合に限るものとした」としていることに表れている。為替予約等の振当処理については、外貨実務指針第5項に念を押すように「振当処理の対象となる外貨建金銭債権債務等は、為替予約等が振当処理されることにより将来のキャッシュ・フローが固定されるものに限られる」としていることに表れている。

#### 5. 実務上の諸問題

##### (1) 会計方針としての継続適用

金利スワップの特例処理及び為替予約等の振当処理は、財務諸表の作成にあたって採用する会計処理の原則及び手続であるため、会計方針である（過年度遡及会計基準第4項（1）参照）。会計方針は、正当な理由により変更を行う場合を除き、每期継続して適用しなければならない（過年度遡及会計基準第5項）。

外貨実務指針第3項では、振当処理の採用は、会計方針として決定する必要があり、また、ヘッジ会計の要件を満たす限り継続して適用しなければならないとしたうえで、金融商品会計基準による原則的処理の採用を決定した後で振当処理へ変更することは、原則的な処理方法から特例的に認められた処理方法への変更であり認められないとされている。こ

\*3 具体的には、長期前払費用又は長期前受収益として両建てで表示する。ただし、決済日が決算日から1年内に到来するものは、前払費用又は前受収益として表示する。なお、重要性のないものについては、区分掲記しないことができる（外貨実務指針第10項）。

\*4 当初公表時は「金融商品に係る会計基準」（平成11年1月22日 企業会計審議会）であり、平成12年4月1日以後開始する事業年度から適用が開始された。

のような変更は、従来の実務に対する配慮から経過措置として振当処理の採用を認め、実務上の制約がなくなったときには、適宜、見直しを行うものとしている金融商品会計基準の趣旨に反するためであるとされている（外貨実務指針第50項）。

ここで、外貨実務指針第3項において示されている「金融商品会計基準による原則的処理」とは何かという問題がある。外貨実務指針第50項では、「ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等の会計処理方法には、①期末に時価評価を行い、評価差額は損益として処理する方法と②振当処理を適用する方法の二つがあり、選択適用が認められている。」とされているため、外貨実務指針第3項では、①の方法を「原則的処理」としているものと解される。しかし、この二つの方法は、決算日レートで換算される外貨建金銭債権債務及び外貨建有価証券について、為替予約等により為替変動リスクのヘッジを行った場合の会計処理として金融商品実務指針第167項に示されているものである。①の方法については、同第168項において、ヘッジ取引の効果が自動的に当期純損益の計算に反映されることから、「ヘッジ会計の対象外であり、ヘッジ会計の要件を満たすか否かの判定は要しない」とされている。したがって、①の方法を採用する場合は、通常、ヘッジ取引であるかどうかについて、会計処理の根拠となり得る正式な文書化は行われていない。経済的に同一の性質のヘッジ取引を行ったとしても、ヘッジ会計の要件を満たすか満たさないかで、ヘッジ取引時の文書化を含む事実が異なっていることから、当該ヘッジ取引に新たにヘッジ会計を適用することは、会計方針の変更には該当しないと考えられる（過年度遡及適用指針第8項参照）。この考え方から、上記の①の方法（ヘッジ会計の不適用）から②の方法（振当処理の適用）への変更を会計方針の変更として扱うのは、奇妙に感じられる。

そこで、外貨実務指針第3項の適用は、外貨建金銭債権債務及び外貨建有価証券をヘッジ対象とする場合と、外貨による予定取引をヘッジ対象とする場合に分けて整理すべきであると考えられる。前者の場合は、為替予約等を締結する時点において、外貨建金銭債権債務が存在しているため、特定の外貨建金銭債権債務のヘッジを目的としているかどうかは明らかであり、外貨実務指針第50項に記載されているように、当初の会計方針選択の際にヘッジ取引時の要件（金融商品会計基準第31項（1））を満たささえすれば振当処理の適用が可能である取引については、①の方法から②の方法への変更を禁止することは、合理性を有していると考えられる。一方、後者

の場合は、ヘッジ会計の要件を満たしていることを前提に、外貨実務指針第3項の「金融商品会計基準による原則的処理」をヘッジ会計の原則的処理である繰延ヘッジ（金融商品会計基準第32項参照）と解して適用する、すなわち、ヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジから振当処理への変更は認められないものと解することが適切と考える。

ヘッジ会計の要件を満たすか否かは、そもそも企業の任意であるが、予定取引については、主要な取引条件の合理的な予測が可能であり、かつ、実行される可能性が極めて高いものに限られ、その一部について、ヘッジ会計の対象となり得るとしても、取ってヘッジ会計の要件を満たさずヘッジ会計を適用しないことは十分に考えられる。そのような状況にあった企業が新たに予定取引について、主要な取引条件の合理的な予測が可能であり、かつ、実行される可能性が極めて高いものであるかどうかを判断し、文書化等のヘッジ会計の要件を満たすことは、新たな事実の発生といえる\*5、これに伴う新たな会計処理の原則及び手続の採用として、振当処理を選択することは、否定されるものではないと考える。この場合、ヘッジ会計の遡及適用は行わず、「金融商品の状況に関する事項」（金融商品会計基準第40-2項（1））の注記として、当該事実の変化を記載することになると考えられる。

なお、外貨実務指針第50項においては、同一企業内においても部門（セグメント）別に、振当処理又は金融商品会計基準による原則的処理のいずれかを選択適用することが認められるとされている。

## （2）契約締結時期の相違

4. で述べたとおり、金利スワップの特例処理及び為替予約等の振当処理が、会計事象や取引を適切に反映するものであることを支える拠り所は、金銭債権債務とデリバティブの関係が、契約先の相違を除き、あたかも単一の契約であるかのように一体性を有していることにあると考えられる。特に外貨建金銭債権債務の利息がヘッジ対象となる金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理においては、契約締結時期が同一であることが必要と考えられる。

この点、金利スワップの特例処理については、「金利スワップの契約期間とヘッジ対象資産又は負債の満期がほぼ一致していること」（2.（3）②参照）が条件とされているが、例えば、変動金利の借入れを行った後に、変動金利を固定金利に変換する金利スワップを締結した場合に、金利スワップの契約期間と借入金の残存期間がほぼ一致していることをも

\*5 ただし、ヘッジ会計の要件は、企業の利益操作の防止等の観点から定められたものであることから（金融商品会計基準第104項参照）、ヘッジ行動が取締役会等の経営意思決定機関で承認されたリスク管理方針として文書化されたヘッジ方針に基づいて行われたものであることが必要である（金融商品会計に関する実務指針第314項参照）。

って条件を満たすか否かは定かではない。しかし、この場合、あたかも単一の契約であるかのような一体性を有していないことは明らかであり、特例処理は、会計事象や取引を適切に反映するものであることを支える拠り所を失っていると考えられる。借入契約と金利スワップの締結時期が一致していないと、金利スワップにより変換された利息は、当該変動金利借入契約と同一の時期に締結された固定金利借入契約と同等の固定利息を表すとはいえない。

為替予約等の振当処理については、外貨建金銭債権債務が発生した後に締結した為替予約等についても適用対象とされているが、例えば、外貨建ての借入れを行った後に、外貨建ての元本及び利息に係るキャッシュ・フローを円貨で固定する通貨スワップを締結した場合、上記の金利スワップと同様に、あたかも単一の契約であるかのような一体性を有していないことから、振当処理は、会計事象や取引を適切に反映するものであることを支える拠り所を失っていると考えられる。外貨建借入契約と通貨スワップの締結時期が一致していないと、通貨スワップにより変換された元本と利息の関係は、当該外貨建借入契約と同一の時期に締結された円建借入契約と同等の元本と利息の関係を表すとはいえない。

一方、例えば、借入日が先日付の変動金利借入契約を締結し、同時に変動金利を固定金利に変換する金利スワップ契約を締結した場合に、特例処理を適用することはできるか、また、借入日が先日付の外貨建借入契約を締結し、同時に外貨建ての元本の弁済及び利息の支払いに係るキャッシュ・フローを円貨で固定する通貨スワップ契約を締結した場合に、振当処理を適用することはできるか、という論点がある。

特に、外貨実務指針第5項では、将来の外貨建貸付・借入の取得のための為替相場変動によるキャッシュ・フロー変動を固定する手段に係る損益又は評価差額について、振当処理を行うことは認められないとされている(3.(3)参照)。

しかし、金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理は、金銭債権債務とスワップを一体とみなして会計処理するものであるため、上記のような借入日が先日付の借入契約を締結すると同時にスワップ契約を締結する場合、他のヘッジ会計及び特例処理又は振当処理の要件を満たす限り、実行日が先日付の固定金利借入契約とみなして金利スワップの特例処理を、また、円建借入契約とみなして振当処理を適用することは、会計事象や取引を適切に反映するものであることを支える拠り所を有していると考えられる。

なお、振当処理を適用するに当たっては、未履行の確定契約である外貨建借入契約が認識されるまで、決算日において通貨スワップを時価評価したことによる評価差額について、税効果会計を適用し、

繰延税金資産又は繰延税金負債を計上した上で、これを控除した金額を純資産の部に繰延ヘッジ損益として計上し、繰り延べることになる(外貨実務指針第4項)。金利スワップの特例処理を適用する場合も同様の会計処理を行うことが適切と考えられる。

### (3) 純額(差金)決済の通貨関連デリバティブ

金融商品会計基準第43項では、振当処理の採用が認められるヘッジ取引におけるヘッジ手段として、為替予約、通貨先物、通貨スワップ及び権利行使が確実に見込まれる買建通貨オプションを挙げているが、外貨基準の最終改訂日後に為替相場変動リスクのヘッジ手段として一般的となったNDF(Non-Deliverable Forward)取引やNDS(Non-Deliverable Swap)取引を利用したヘッジ取引に振当処理の適用が認められるかどうかという論点がある。

NDF取引とは、決済時に通貨の交換を行わず、当事者が契約時に決定したNDFレートと決済期日における直物為替レートとの差額を決済する取引である。NDS取引とは、元本及び利息の交換に際して、通貨の交換を行わず、当事者が契約時に決定したNDFレートと元本及び各利息交換時における直物為替レートとの差額を決済する取引である。

この論点については、振当処理は「当分の間」認められた例外処理であるため、金融商品会計基準第43項は限定列举と解すべきであるということのほか、外貨実務指針第5項において「振当処理の対象となる外貨建金銭債権債務等は、為替予約等が振当処理されることにより将来のキャッシュ・フローが固定されるものに限られる」とされていることから、振当処理を適用することはできないと考えられる。NDF及びNDSは、キャッシュ・フローが総額で発生しないので、外貨建金銭債権債務と組み合わせても円建金銭債権債務と同じにならない。

ここで、通貨先物は差金決済でありながら、金融商品会計基準第43項において振当処理が認められていることが疑問となるが、外貨実務指針第50項に「金融商品会計基準によれば、振当処理は従来の実務に対する配慮から経過措置としてその採用が認められているものであり」と記載されており、平成11年改訂前の外貨基準で認められていたことを理由とする例外的なものと解することが適切と考えられる。

### (4) スワップの想定元本と金銭債権債務の元本の対応関係

金利スワップの特例処理については、「金利スワップの想定元本と貸借対照表上の対象資産又は負債の元本金額がほぼ一致していること」(2.(3)①参照)が条件とされている。ここでは、金利スワッ

ブ及び貸借対照表上の対象資産又は負債に係る契約が、1対1で対応していることを想定しているものと考えられるが、その一方又は双方が複数である場合に、合計してほぼ一致していることをもって条件を満たすか否かは定かではない。

まず、複数の金銭債権債務に係る契約をヘッジ対象として、単数又は複数の金利スワップをヘッジ手段とするヘッジ取引については、金利スワップの特例処理を適用することは認められないと考えられる。なぜなら、金利スワップの特例処理は、金銭債権債務とデリバティブを一体処理することを容認するものであるが、複数の金銭債権債務を一体処理することを容認するものではないからである。

一方、単数の金銭債権債務に係る契約をヘッジ対象として、複数の金利スワップをヘッジ手段とするヘッジ取引については、金銭債権債務と金利スワップの関係が、契約先の相違を除き、あたかも単一の契約であるかのような一体性を有しているかどうかによって、判断することが適切と考える。例えば、単数の変動金利の借入契約をヘッジ対象として、複数の金利スワップにより、借入金支払利息を固定利息に実質的に変換するヘッジ取引については、変換後の固定金利が単一の利率となることが条件になると考えられる。なぜなら、変換後の固定金利が複数の利率となってしまうと、ヘッジ対象となる借入契約を複数の条件を有する借入契約に変換してしまうこととなり、当初から単一の固定金利借入契約であったとはみなせなくなるためである。

この点は、通貨スワップの振当処理の適用においても同様に取り扱うことが適切と考えられる。

#### (5) 借入契約に付された期限前弁済条項

金利スワップの特例処理については、「金利スワップに期限前解約オプション（中略）が存在する場合には、ヘッジ対象の資産又は負債に含まれた同等

の条件を相殺するためのものであること」(2. (3) ⑥参照) が条件とされている。

しかし、逆に、ヘッジ対象となる金銭債権債務に係る契約に付された期限前弁済条項については触れられていない。金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理が、会計事象や取引を適切に反映するものであることを支える拠り所は、金銭債権債務とスワップの関係が、契約先の相違を除き、あたかも単一の契約であるかのように一体性を有していることにあると考えるのであれば、金銭債権債務に係る契約に付された期限前弁済条項については、ヘッジ手段となるスワップ契約にも同様に含まれていることが適切と考えられる。

例えば、ヘッジ対象となる借入契約に、一定の事象が発生したときに期限前弁済を行うことが強制される条項が付されている場合、ヘッジ手段となるスワップ契約には、当該事象が発生したときに、無償で期限前解約できるオプションが含まれていることが必要と考えられる。また、ヘッジ対象となる固定金利借入契約に無償による期限前解約オプションが含まれている場合にも、ヘッジ手段となるスワップ契約には、当該事象が発生したときに、無償で期限前解約できるオプションが含まれていることが必要と考えられる。逆に、ヘッジ対象となる固定金利借入契約に、期限前弁済による貸手側の損失を負担する条項が含まれている場合、当該損失負担を求められるときには、通常、ヘッジ手段となるスワップ契約の時価が正となっており、解約又は反対契約により、当該正の時価を利益として確定することに伴い、期限前弁済による損失負担が減殺されるため、金利スワップの特例処理適用の障害にはならないと考えられる。

以上

## デロイト トーマツ Webサイトのご案内 会計監査トピックス

<http://www.deloitte.com/jp/account>

デロイト トーマツ グループ公式サイトでは、創刊以来40年目を迎える月刊誌『会計情報』のWeb版（最新号・バックナンバー）をはじめ、会計・監査の最新情報等を発信しています。

トーマツクライアントの皆様のみならず、広く一般の方々に親しみやすい情報の発信を目指して参りますので、月刊誌『会計情報』ともども、ご利用、ご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

### 〈コンテンツ及びリンク〉

- 会計・監査の最新情報 : 日本公認会計士協会、企業会計基準委員会、金融庁等からの公表情報にリンク
- 会計・監査用語一覧 : 実務に必要な会計・監査の専門用語について解説
- 出版物 月刊誌『会計情報』: 『会計情報』の記事をPDFファイルで掲載